

第 34 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 29 年 4 月 25 日 (火)
- 2 開閉時間 午後 6 時開会 午後 6 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階委員会室 A
- 4 出席委員 13 人
1 番 鈴木英博 2 番 畑山一郁 3 番 小川一也 4 番 相澤峰基
5 番 山崎禎彦 6 番 辻本 篤 7 番 森脇豊仁 8 番 小原孝志
9 番 佐藤美頭雄 10 番 佐々木辰善 11 番 北村浩光 12 番 舟根 禎
13 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 7 番 森脇豊仁、8 番 小原孝志
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 18 条の規定による通知について
報告第 3 号 使用貸借の解約について
報告第 4 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 5 号 青年等就農計画認定申請に係る意見について
報告第 6 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 7 号 農地の賃借料情報について
議案第 1 号 買受適格証明願について
議案第 2 号 農地法第 3 号の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の意見について
議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第34回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第11条の規定に基づき、本会は成立しています。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、7番委員、8番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第8報告第7号「農地の賃貸情報について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3、4頁をご覧ください。
番号が1番で1件ございます。
土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は5頁に載せてありますので、ご確認ください。
続きまして、議案6頁をご覧ください。
報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」です。
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処理をしましたので、報告します。
議案は7頁から12頁までになります。
28年度分で、番号が50番から70番までの21件の通知がありました。
50、51番については売買によるもので、52番から70番までは、北野地区国営農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る解約となっています。
土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。
死亡者名がありますが手続きについては、相続人に継承されているとの認識で取り扱っていますのでご理解願います。
続きまして、議案14頁をご覧ください。
報告第3号「使用貸借の解約について」です。
使用貸借の解約について届出がありましたので報告します。
議案15頁、16頁をご覧ください。
番号が1、2番の2件ございます。
1番については、貸主が離農することにより、農地を賃貸借するための解約で、2番については北成地区農業競争力強化整備事業に係る調整によ

る解約となっています。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 18 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」です。

申請に係る意見について、専決処分しましたので報告します。

議案 19 から 22 頁までをご覧ください。

28 年度分で 61 番、1 件の変更申請と 29 年度分で 2 番、1 件の申請がありました。

申請者の住所、氏名、生年月日、現状と目標についての回答、経営面積については議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 24 頁をご覧ください。

報告第 5 号「青年等就農計画認定申請に係る意見について」です。

申請に係る意見について、専決処分しましたので報告します。

議案 25 頁、26 頁をご覧ください。

1 番、1 件の申請がありました。

申請者の住所、氏名、生年月日、現状と目標についての回答、経営面積については議案に記載のとおりです。

報告第 6 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 28 頁になりますのでご覧ください。

3 件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

以上の 3 件につきましては、今後の農用地利用関係調整等に配慮をお願いします。

続きまして、議案 29 頁をご覧ください。

報告第 7 号「農地の賃貸情報について」農地法第 52 条に基づき、農地の賃借料情報を取りまとめましたので報告します。

30 頁をご覧ください。

賃借料情報につきましては、平成 28 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借における賃借料水準について、4 月 11 日付け農業委員会告示第 4 号で告示しています。

賃借料の平均額は 9,934 円、最高額は 16,562 円、最低額は 3,000 円で採用したデータ数が、注釈の算出方法により異常値を排除した 838 件となっています。

報告について以上です。

はい、報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

議長
委員

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 それでは、日程第9議案第1号「買受適格証明願について」を議題に供します。

事務局長 事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案32頁をご覧ください。

議案第1号「買受適格証明願について」です。

願出6件の提出がありました。

議案は33頁から38頁までで、33頁から36頁までは願出の内容で、37頁から38頁までは農地の場所になります。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、所有者の住所及び氏名、経営地、願出人住所及び氏名、経営地、競売の内容、裁判所及び事件番号、期日につきましては、議案に記載のとおりです。

なお、付帯決議事項として、当該買受適格証明書を受けた者が最高価買受申出人となり、農地法第3条第1項の規定による許可申請を提出した場合は、会長が証明書の交付時と事業が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとします。

また、この案件につきましては12番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

議長 議案第1号「買受適格証明願について」説明が終わりました。

12番委員 12番委員は一時退席をお願いいたします。

議長 はい、自分に関係する案件ですので退席します。(退席)

議長 この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「買受適格証明願について」適切であると決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

12番委員 着席

議長 残りの案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「買受適格証明願について」適切であると決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 それでは、日程第10議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局長 事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案40頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

許可申請1件の提出がありました。

議案は 41 頁、42 頁になりますのでご覧ください。

番号が 1 番です。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

1 番の案件につきましては、譲受人は譲渡人の娘の夫で、農地について今回売買する内容です。

議長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりました。この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」適切であると決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 続きまして、日程第 11 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 44 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」です。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 45 頁から 46 頁までになりますのでご覧ください。

番号が 1 番で 1 件ございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、47 頁に記載していますのでご確認ください。

以上 1 件の案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いいたします。

議長 それでは、1 番、お願いします。

12 番委員 はい、1 番です。あっせん開始が 29 年 2 月 22 日、あっせん終了が 3 月 10 日、あっせん回数 3 回です。

袋地で今年基盤整備が入る田んぼとなっており傾斜地もあるため反当単価 150,000 円で成立しています。

以上です。

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認

める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」の案件については認めると決定いたしました。

議長 続きまして、日程第 12 議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 48 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長より計画の適否について意見を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 49 頁から 58 頁までになります。

番号が 1 番から 29 番まで 29 件ございます。

案件の 1 番から 3 番までは、北海道農業公社へ貸出す案件で、4 番から 29 番は、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した貸貸借の案件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は議案 59 頁から 65 頁までに載せてありますのでご確認ください。

なお、1 番から 3 番の案件につきましては、次の第 5 号議案と関連がありますので位置図については議案 73 頁に載せてありますのでご確認ください。

利用権の移転について、議案が 67 頁、68 頁になります。

番号が 1 番、1 件でございます。

北成地区農業競争力強化整備事業に係る調整による利用権移転でございます。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 続きまして、日程第 13 議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、70 頁をご覧ください。

議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。

議案は 71 頁から 72 頁になります。

番号が 1 番から 3 番で 3 件ございます。

利用権を設定する農用地は記載のとおりです。

利用権を設定する者は公益財団法人北海道農業公社です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、経営地は記載のとおりです。

設定する権利の内容は賃貸借で平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年間の賃借権を設定することとなっています。

対価は記載のとおりです。

位置図は、議案 73 頁に載せてありますのでご覧ください。

また、この案件につきましては 11 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりました。

それでは、先に 3 番の案件を審議します。

11 番委員は一時退席をお願いいたします。

11 番委員 はい、自分に関係する案件ですので退席します。（退席）

議長 はい、それでは 3 番の案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

3 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 3 番の案件については、認めると決定しました。

11 番委員 着席

議長 3 番委員の案件につきましては決定いたしました。

はい、それでは残りの案件につきまして審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、「その他」の案件に入ります。

「次回の定例会について」ですが、定例会が 25 日の日に設定という形になっていますが、農繁期と農業委員会の全国大会の日程等を配慮し、25 日の日程を 31 日の日にさせていただきたいと思っております。

それで時間ですけど、まだ、この時期には田植えがされていると思いますので、今日くらいの時間帯で午後 6 時ということはどうでしょうか。

委員 異議無しの声

議長 それでは、次回定例会は、5月31日（水）午後6時でお願いします。
続いて、その他の案件について事務局よりお願いします。

事務局長 空き家対策に係る農地の取得について説明
議案の74頁のとおり説明及び追加資料配布

6番委員 既に移住して来ている人の宅地周りにも畑があるので、その畑についても取得させることはできないのか。

事務局長 検討します。

1番委員 宅地周りの農地について、農地とするか。雑種地とするのか。

事務局長 農地としての取り扱いです。

12番委員 仮登記している人もいるのでそこも含めて考えたほうがいいのではない
か。

事務局長 検討します。

議長 それでは、以上をもって第34回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。